様式第１号（第２条関係）

（建設工事用請書）

収入印紙

|  |
| --- |
| 請　　　　　書 |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工　　期 | 着工　　　　　年　　月　　日完成　　　　　年　　月　　日 |
| 請負金額 | ￥　 |
|  |  | 内訳 | 工事代金取引に係る消費税額 | ￥￥ |  |  |
|  |
| 図面及び仕様書 | 別紙のとおり |
| 摘　　要 |  |
| 上記について、別記事項を遵守し、確実に完成いたします。年　　月　　日 |
| 受注者　　　　　　　　　　　　　　　　 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者氏名 |  | 印 |
| 　天童市長　新関　茂　様 |

（建設工事用請書の特記事項）

請書の特記事項

　（用語の意義）

第１条　この条項において、「発注者」とは天童市長又はその委任を受けた者を、「受注者」とは請負者をいう。

　（変更請書）

第２条　工事内容、工期又は請負金額を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

　（検査及び引渡し）

第３条　受注者は、工事を完成したときは、完成通知書に写真を添付してその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日から１４日以内に発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）による検査を行い、検査に合格したときは、その完了をもって工事の引渡しを受けたものとみなす。

３　前項の検査に合格しないときは、受注者は、自己の負担で発注者の指定する期間内に修補又は改造を行い、発注者に修補又は改造完了の届を提出して、再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日及び工事の引渡しについては、前項の規定を準用する。

４　検査員は、前項の検査に当たり、必要があると認めるときは破壊検査をすることができる。この場合において、当該破壊部分の補修に要する経費は、受注者が負担する。ただし、修補に要する経費が請負金額の１００分の４の額を超えるときは、発注者は、受注者と協議してその定める額を負担するものとする。

　（請負代金の支払）

第４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

　（履行遅滞の場合における損害金等）

第５条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項に該当し、発注者が損害金の支払を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて得た額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、前条第２項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

　（債務不履行の場合における違約金）

第６条　受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、受注者は請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

　（一般的損害等における負担）

第７条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物に生じた一般的損害、第三者に及ぼした損害及び不可抗力による損害について、当該損害の負担については発注者と受注者が協議して定めるものとする。

　（契約不適合責任）

第８条　発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡による履行の追完を請求することができる。

２　前項に場合において、引き渡された工事目的物に関し、第３条第２項の規定による引渡しを受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完を請求することができない。

　（紛争の解決）

第９条　この工事について紛争が生じた場合は、建設業法による山形県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

　（その他）

第１０条　この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。